

# 県外に避難されている皆様へのお願い

～避難情報の適切な届出等について～

復興庁・内閣府・福島県

東日本大震災により避難されている皆様に心から御見舞いを申し上げます。  
皆様の生活再建に向けて、引き続き、相談対応、情報提供、心のケア等に努めてまいりたいと考えておりますが、そのためには、皆様の所在は大切なデータとなります。  
改めて、適切な届出についてご案内させていただきますので、ご協力をお願いします。

## ▶届出の必要なケースについて(住民票の異動とは別に届出が必要です。)

- ① 転居等により、避難先を移される(された)時
- ② 避難元に戻る、避難先に定住する、等の理由で避難を終了される(された)時(※)

なお、過去の届出に関して「重複して届け出てしまった」「転居や避難終了の届出がもれてしまった」といった場合には、当時届出をしていた市町村の窓口へお申し出(御確認)ください。(下記 全国窓口一覧 参照)

(※) 避難終了の届出をされる場合でも、引き続き、避難元からの情報提供を希望される際は、避難元市町村へご連絡ください。

## ▶届出の受付窓口について

- ・ 避難先の各市町村の窓口へお申し出(お問い合わせ)ください。

参考：東日本大震災・避難者支援情報提供サイト「私たちは今ここに」

全国窓口一覧 ([https://jyoho-shien.reconstruction.go.jp/hinan\\_system/](https://jyoho-shien.reconstruction.go.jp/hinan_system/))

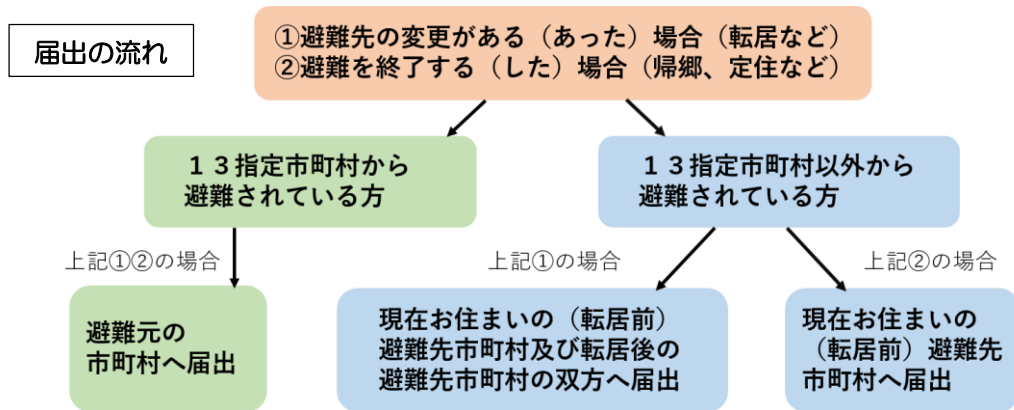
QRコード



なお、13指定市町村(※)から避難されている方は、避難元の市町村へお問い合わせください。

※ 原発避難者特例法に基づき指定されている13市町村

いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村



## ▶生活再建支援拠点(相談窓口)について

福島県では、県外に避難されている皆様の生活再建につながるよう、全国に「生活再建支援拠点」(別紙参照)を設置し、相談対応、情報提供、交流会の開催等を行っております。どうぞお気軽にご連絡ください。

(復興庁被災者支援班 03-6328-0271 福島県避難者支援課 024-523-4250)

このお知らせは、避難情報を届け出てくださいました皆様にお送りしております。既に適切に届け出ている場合はご容赦願います。